

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から60年1月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和56年4月、A市に帰郷し、同市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は同市B市民センターで納付していた。また、運転免許を取得した56年8月からは、近くの銀行で納付していたことを記憶しており、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月、A市に帰郷し、同市役所に転入届を提出した際、国民年金担当窓口以案内され、加入手続きを行ったとしており、国民年金への加入当時の状況を具体的かつ鮮明に記憶している。

また、国民年金保険料の納付について、加入当初はA市B市民センターで納付していたが、運転免許を取得した昭和56年8月以降は同市内のCバス停前の銀行で納付したとしており、当時、同市B市民センターは申立人宅の近くにあり、銀行も申立てどおりの場所に所在していたことが確認できるとともに、いずれの機関とも国民年金保険料の収納業務を行っていたことから、申立内容の^{しんびようせい}信憑性は高い。

さらに、申立人は、A市から国民年金保険料納付の督促通知が自宅に来ていたとしており、当時同居していた申立人の母は、「娘に市から保険料納付の督促通知があり、納付するよう勧めた記憶がある。」と証言するなど、申立人の申立内容と一致する上、申立人の父は共済組合員であるなど、

申立期間当時、申立人以外に家族で国民年金保険料の督促状の対象者がいないことを踏まえると、申立人は、A市で国民年金に加入し、保険料を納付していたものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月から31年5月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月26日から31年6月20日まで

昭和29年8月にA病院に就職した。当初より毎月の給与から社会保険料、失業保険料、その他の税は控除されており、当然適切に手続きされていると信じていたのに、厚生年金保険被保険者資格取得日が31年6月20日となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する職員履歴表及び退職手当支給台帳によると、申立人の採用年月日は昭和29年9月1日であることが確認でき、職員履歴表の健康保険及び厚生年金保険の記録欄からは、被保険者資格取得日が29年9月1日であることが確認できる。

一方、当該病院に昭和29年7月27日に採用された同僚は、社会保険庁の記録では、30年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになるが、当該同僚が給与支給状況を記録しているノートによると、29年8月分の給与において厚生年金保険料控除の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該病院に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和29年9月から31年5月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該病院において申立人と同じ診療科勤務であった申立人より3歳年上である同僚の標準報酬月額が昭和28年11月から32年7月まで変動していないことから、申立人に係る31年6月の標準報酬月額の1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、複数の従業員について、本来の被保険者資格取得日と異なる年月日を取得日とする届出が行われたことが疑われる上、事業主に照会したところ「当時を知る者がおらず、届出書類等も残っていないため詳細は不明であるが、申立人の主張どおりの届出は無かったと思われる。」との回答があり、事業主が厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年9月から31年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、標準報酬月額を同年9月から30年2月までは6,000円、同年3月から同年8月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年9月1日まで

昭和29年7月にA病院への採用が決まり、B有限会社に籍があるままの状態同年7月27日に就職した。その後、同年8月末でB有限会社を正式に退職した。

A病院での給与支給状況をノートに記録しており、毎月の給与から社会保険料、失業保険料、その他の税を控除されていたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する就職から退職までの給与支給状況を記録したノート、A病院が保管する職員履歴表及び雇用保険の資格記録から、申立人が申立期間において同病院に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が当時の給与支給状況を記録したノートに記載されている厚生年金保険料控除額から、昭和29年9月から30年2月までは6,000円、同年3月から同年8月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、複数の従業員について、本来の被保険者資格取得日と異なる年月日を取

得日とする届出が行われたことが疑われる上、事業主に照会したところ「当時を知る者がおらず、届出書類等も残っていないため詳細は不明であるが、申立人の主張どおりの届出は無かったと思われる。」との回答があり、事業主が厚生年金保険の手續について誤りを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 9 月から 30 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A組B営業所における、資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年4月1日から同年7月9日まで
平成19年7月26日ころ、C社会保険事務所から期間照会についての回答があり、株式会社A組B営業所での資格取得年月日が昭和32年7月10日となっているが、私は社長の命により同営業所に春先赴任した。当時は、歓迎会をしてもらい綺麗な景色の中でスタートしたことを覚えており、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落することは考えられないので、年金記録を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A組本社から、「申立期間の人事記録及び社内異動履歴等の関係資料は残っていない。」との回答を得た上、同社役員は「申立期間当時は本社からB営業所への転勤は無かった。」と証言している。

しかし、当時の同僚に確認したところ、「当時は学校などの建設ラッシュで現場監督が必要であり、本社からB営業所に転勤した者もいた。」との証言が得られ、社会保険事務所が保管する本社とB営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を突合した結果、申立人と同様に本社からB営業所に転勤した者は、申立人を含めて3人いたことが確認できた。

また、社会保険事務所が保管するB営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同一日に厚生年金保険の資格を取得している者から聴取したところ「申立人に呼ばれて本社からB営業所に転勤した。」

との証言があり、当該同僚がB営業所に転勤した少なくとも昭和32年7月10日以前から、申立人がB営業所に勤務していたことが推認でき、申立人の本社からB営業所への勤務は継続しており、同一事業所における転勤であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和32年7月10日の資格取得時が7,000円であることから、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 48 年 10 月 1 日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A株式会社における厚生年金保険資格喪失日から支給決定まで約1年4か月を要している上、当時の同僚のうち脱退手当金の受給資格者 11 名のうち支給記録が確認できたのは3名であることから、事業主による代理請求は考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給決定日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年12月まで

私は、昭和56年2月にA信用金庫を退職後国民年金に加入し、国民年金保険料は、B銀行又はA信用金庫において口座振替の手続を行って納付していたと記憶している。

関係資料は残っていないが、国民年金に加入すべき期間はすべて加入して国民年金保険料を納付しており、申立期間について、国民年金の未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関において口座振替によって納付していたと申し立てているが、C市は「C市において国民年金保険料を口座振替により納付することが可能となったのは昭和57年度以降である。」と回答している上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料の納付はできない期間であることから、申立内容は不合理である。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄及び兄嫁は既に他界しているなど関係者の証言も得られなかったことから、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 38 年 8 月、夫の扶養となったので、国民年金保険料は 2 年近く納付しなかったが、自治会長から保険料を納付するよう言われ、1 年間分を 41 年に自治会に納付した。国民年金手帳を見ると昭和 39 年度に納付済みの検認印があるので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間である昭和 39 年度に検認印が押されているものの、その日付は、「昭和 41 年 1 月 31 日」と「昭和 41 年 3 月 28 日」で、割印も「昭和 41 年 3 月 28 日」と判読でき、現年度保険料を取り扱う自治会で保険料を納付したとしている申立人の主張を踏まえると、過年度納付となる 39 年度の検認記録は不自然である。

一方、国民年金手帳の昭和 40 年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印は全く無いが、申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び当時の A 町(現在は、B 市)の国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料は 39 年度は未納、40 年度は完納と記録されており、社会保険庁及び A 町が共に記録を誤ったとは考え難く、A 町が、本来、国民年金手帳の 40 年度分の国民年金印紙検認記録欄に検印すべきところを 39 年度に誤って検印

したと推認するのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 54 年 8 月 14 日から 55 年 9 月 21 日まで
③ 昭和 55 年 9 月 23 日から 56 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 56 年 4 月 5 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間について、申立期間①はA小学校、申立期間②はB小学校、申立期間③はC小学校、申立期間④はD小学校に産休等の代替教員として勤務していた。

給与明細書等は持っておらず、控除されていた厚生年金保険料の額も記憶していないが、申立期間について、私は人事異動通知書、教職員名簿等のおり勤務しており、健康保険証の交付も受けていたと思うので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書、複数の同僚の証言等から、申立期間について、申立人が申立ての小学校に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人の厚生年金保険料の控除について、関係書類は既に廃棄されているため確認することができず、当時の事業主であるE教育事務所は、「厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除に係る事務は各小学校では行っていなかった。」と証言している上、そのほかの同僚も保険料控除についての記憶は無いとしていることから、事業主によって申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、昭和 54 年度から 56 年度までの期間にE教育事務所管内の小学校において申立人と同様の勤務形態であったと推測される 28 人の厚生年金保険の加入状況を見ると、25 人が当該事務所における厚生年金保険の被保険者とな

っていなかったことが確認できる上、当該事務所に勤務していた職員は「申立期間当時、2か月以上勤務する臨時的任用教員の厚生年金保険加入の取扱いについては、希望者のみを加入させており、社会保険事務所の指導により対象者全員を加入させるようになったのは昭和60年代に入ってからである。」と証言していることから、申立期間当時、当該事務所においては、すべての臨時的任用教員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するE教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、申立期間について、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から同年9月まで

昭和41年7月から同年9月頃までA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険に加入させることが、入社に際しての同社社長との約束であり、給与明細書にも厚生年金保険料の控除額が記入されていたのを覚えている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A株式会社で雇用保険に加入していることから、同社に勤務していたことは確認できるが、申立人が入社したとしている昭和41年に同社の厚生年金保険に加入し、雇用保険への加入記録のある5名のうち、雇用保険被保険者資格取得日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は1名のみで、他の4名は、雇用保険加入後1か月から4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当時同社では、入社から数か月経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間における申立人の氏名は記録されておらず、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、「申立人がA株式会社に在籍していたか否か、はっきり覚えていない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入について明確な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 5 月から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 55 年 8 月から 56 年 1 月 31 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

①の期間は有限会社A、②の期間は有限会社B及び③の期間はC有限会社で正社員として勤務していた。これらの会社で働いていたことを証明する資料等はないが、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の有限会社Aの事業主は他界して証言は得られなかったが、申立期間当時における同事業主の家族構成等を承知していることなどから、申立人が同社に勤務していたことは推測される。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 4 月 1 日であることが確認でき、元事業主の親族からは、「当初は個人事業所であった。厚生年金保険に加入したのは法人となったころと記憶している。」旨の供述が得られたことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

申立期間②については、有限会社Bは昭和 58 年 11 月 1 日に廃業しており詳細は不明であるが、申立期間当時の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社の親会社の事務担当者は、「当時は、すべて正社員ではなく、日雇い的な従業員もいた。」旨の供述がある上、社会保険所事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、同原票に欠番も見られない上、雇用保険の加入記録も無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと推測される。

申立期間③については、申立人は、「D市にあったC有限会社で重機のオペレータとして勤務していた。」と主張しているが、同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、D市の商工会議所等においても該当事業所を把握できない上、同社と類似の商号の有限会社Eの厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前を確認できないなど、申立人の主張を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。